

農業委員会委員募集

地域農業の発展や農地利用の最適化の推進に尽力できる方の推薦や応募をお待ちしています。

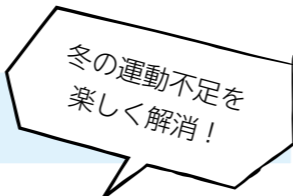
- 募集人数：19人
- 任期：令和5年7月17日から令和8年7月16日（3年間）
- 報酬：年額239,000円に町長が別に定める額を加算した額
- 主な業務：
 - ・農地に関する相談業務
 - ・農地の権利移動や転用に係る許認可業務
 - ・担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止業務など
- 応募資格：農業に関する知識を有し農業委員の職務を適切に行うことができる方
- 応募方法：次の推薦書または申出書を農業委員会に提出してください。
 - ・農業者などから推薦を受ける場合…庄内町農業委員会委員候補者推薦書
 - ・募集に応募する場合…庄内町農業委員会委員候補者応募申出書

※用紙は農業委員会、役場総合案内、立川総合支所、清川出張所、立谷沢出張所にあります。また、町HPからダウンロードできます。

※募集期間の中間と期間終了後に、推薦した方、推薦を受けた方および応募した方に関する情報を、町HPにおいて法令に基づき公開します。

- 募集期限：2/28(火)
- 問・提出先：農業委員会事務局 ☎0234-42-0172

第3回家庭教育・子育て応援親子講座「ペンギンの森」



- 日時：2/25(土) 10:00～11:30
- 場所：響ホール
- 対象：3歳以上就学前の親子10組
- 参加費：無料
- 内容：「パパ・ママあそび！親子であそんでリフレッシュ！」
- 講師：コメっわくわくクラブ
- 申込期限：2/17(金)
- 問・申込み：町中央公民館（社会教育課社会教育係内） ☎0234-43-0183



令和5年度育英資金借入希望者募集

●貸付金額：

大学・短期大学・専修学校	高等専門学校	高等学校	入学時の一時金
月額50,000円以内	月額20,000円以内	月額10,000円以内	500,000円以内
※上の金額または実際の授業料(月額)のいずれか低い額			※高校・高専を除く

- 対象：町に住所を有し、町税などの滞納のない方の子で、学資支弁が困難と認められる学生および生徒。なお、在学中の学生、生徒も対象です。
- 手続き：申込書に必要事項を記入押印し、必要書類を添付の上、提出先へ提出してください。(申込書は教育課教育総務係と立川総合支所総合支所係にあります。また町HPからもダウンロードできます)
- 返還期間：卒業後、貸付を受けた期間に3年を加えた期間内(大学、短期大学、専修学校については返還期限の延長を予定しています)
- 貸付決定：3月下旬に選考、決定の上文書でお知らせします
- 申込期限：3/17(金)
- 問・提出先：教育課教育総務係 ☎0234-43-0126

立川複合拠点施設の愛称が「タチヨリ」に決定しました！

「7月中旬、立川総合支所がリニューアルオープンします！」

利用者みなさんから親しみをもって呼んでいただける呼びやすい愛称を、風来風流の会みなさんを中心に選定し「タチヨリ」と決定しました。

タチヨリは、「地域の方々がふらっとヨリ道したくなる場所」「誰でも気軽に集い合えるヨリ添う施設」「輝く未来をここヨリ共に創っていく」という思いが込められています。働く・学ぶ・遊ぶ・食べるなど、さまざまな活動を通して、人と人が繋がる新たな創造の場、様々な活動ができる地域拠点として賑わいを創出していきます。

庄内町立川複合拠点施設 タチヨリ

TachiYori

ついついヨリ道したくなる
ワクワクの風がふく街

入居者募集！

複合施設・24hレンタルオフィス

- 募集居室：立川複合拠点施設 3階レンタルオフィス
オフィス1～3（各室15㎡） オフィス4（21㎡）
- 月額使用料：オフィス1～3 15,000円/月 オフィス4 21,000円/月
- 利用開始予定時期：7/18(火) ●利用可能期間：5年以内（更新あり）
- 対象：新規に事業の展開、事業規模の拡大または事業所の移転を図る方で、次のいずれかに該当する方
 - (1) 関係人口の拡大に資する方
 - (2) 地域の活性化に資する方
 - (3) 雇用の創出に資する方
- 応募期限：3/31(金)
- 選考方法：書類審査およびヒアリングなど
- 問合せ：立川総合支所立川総合支所整備係 ☎0234-56-2860

リノベ庁舎のレンタルオフィスで出会いと発見を提供します



△詳しくはこちらから

高齢者虐待をなくすために～地域全体で支えましょう～

身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄、性的虐待
・殴る、蹴るなどの暴力 ・打撲させる ・身体拘束、抑制 など	・怒鳴る、ののしる ・無視する ・子ども扱いする など	・年金などを勝手に使ってしまう ・必要な金銭を使わせない など	・食事や水分を与えない ・サービス利用を制限する ・わいせつな行為を強要する ・排泄の失敗などに対する罰として放置する など

【高齢者虐待の防止のために】

- 日常的な声かけや見守りを
高齢者とその家族が孤立しないように、地域であたたかく見守り、地域全体で支えましょう。虐待の可能性が疑われる場合は、相談先までご連絡ください。匿名による連絡も可能です。
- 介護の負担を軽くしましょう
介護をしている人が長年の介護に疲れていたり、一生懸命なあまり追い詰められて虐待にいたるケースもあります。家族間のコミュニケーションを図り、医療・介護・福祉サービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。ひとりで、家族だけで問題を抱え込まないことが大切です。

- 問・相談先：保健福祉課高齢者支援係 ☎0234-43-0490
地域包括支援センター ☎0234-45-1030（余目）、☎0234-51-2505（立川）

※高齢者の命にかかわる危険があると思った時は、すぐに110（警察）へ。